

かぬま暮らし応援券配付事業実施要綱

1 目的

かぬま暮らし応援券(以下、「応援券」という。)を市民に速やかに配布することで、食料品等の物価高騰による市民生活の負担の軽減と市内における消費喚起による事業者支援を目的とする。

2 実施内容

(1) 市民1人あたり5,000円分の応援券を配付する。

なお、ここでいう「市民」の定義は以下のとおりとする。

対象者:①令和7年12月1日の基準日において鹿沼市に住民票を有する者
ただし、配偶者やその他親族からの暴力(DV)を理由に避難している者についてはこの限りではない。

②令和7年12月1日の基準日から応援券の使用期限である令和8年6月30日までに出生した者

(2) 応援券が使用できる店舗・事業所等は、市が加盟を認める市内の店舗・事業所等とする。

3 実施方法

配付の方法は、世帯主宛にその世帯に属する世帯員分の応援券をまとめて郵送する。

4 その他

この事業の実施にあたり、この要綱の定めのないものについては、市長が別に定める。

5 庶務

この事業に関する庶務は、鹿沼市総合政策部において行う。

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。